

田子町移住体験住宅(お試しちょっと暮らし住宅)概要説明

■田子町に移住を検討している方を対象に、一定期間、町内の環境・雰囲気や日常生活の状況を実際に体験してもらうために貸し付ける住宅を用意しました。移住のための体験ばかりでなく、二地域居住やシーズンステイの住宅としても利用ができます。

まずは本格的な「田舎暮らし」を始める前に、お試し住宅で田舎暮らしを体験してみませんか？

■田子町の概要

「田子町」と書いて「たっこまち」と読みます。

青森県の最南端にあり、岩手県(二戸市・八幡平市)と秋田県(鹿角市)に接します。

町の西部一体が奥羽山系の緩やかな山並みで、十和田湖まで約30 km の距離にあります。

豊かな自然と良好な気象条件を生かして、自他ともに認める「にんにくの町」です。

町の人口は約5,724人、面積は約242km²、これは東京都山手線区内の面積の約4倍の広さで、大阪市よりやや広い面積です。うち約80%が山林です。

町内中心部周辺には、役場、図書館、診療所、サンモール商店街(食品スーパー・精肉総菜店・生活用品雑貨店・服飾店・書店・食堂喫茶店・居酒屋・家庭電気店・土産物店・美容院の複合施設)、近隣にクリーニング店・靴店、その他、町内には金融機関(郵便局、青森銀行、青森県信用組合、JAバンク)、コンビニ(ローソン)もあり、お買い物などの生活施設は、ほぼそろっています。郊外には、ホームセンターや大型スーパーもあります。

〈田子町MAP〉



〈サンモール周辺〉



・サンモールたっこ商店街



・田子町中央公民館



・農業者トレーニングセンター



・サンモールバスターミナル



・田子郵便局



・田子町立図書館、タプコピアンプラザ



・田子町役場



・青森県信用組合田子支店



・青森銀行田子支店



・ガーリックセンター



・フェザン通り

公共交通機関は、青い森鉄道三戸駅まで南部バス(平日1日11往復、土日祝日8往復)がありますが、至便ではありませんので、自家用車で来町していただくことをお勧めします。田舎暮らしには車は必需品です。

(重要事項)

※住宅は民間が所有する住宅を田子町が借り上げ、それを転貸する物件となっておりますので、契約内容(人数・期間)については、申請許可時から変更ができない事をあらかじめご理解願います。また、退去時の原状回復については、町及び所有者との協議により決定されることをご承認いただきます。なお、退去時の清掃などについては、町又は所有者が指定する業者が行い、その費用を借り受け者が支払う(2週間以上の滞在者が対象)こととなります。

※住宅は、高齢者及び障害者等のためのバリアフリーにはなっておりませんので、使用に際しては予めご了承願います。

■お試しちょっと暮らし住宅(1号)の施設概要

- 所在地 青森県田子町大字田子字西館野56-15
南部バス中本町バス停から徒歩約15分(1.1km)
- 構造等 木造2階建て(ただし利用できるのは1階部分だけです)
1階部分 3LDK(和室3、93㎡(約28坪)
石油給湯器(台所、風呂)、水洗洋式トイレ(合併浄化槽)
- 駐車場 1台分(屋根付き)

〈外観〉おためし住宅1号



・左側の白い家です。

〈室内〉おためし住宅1号



■備品一覧

薪ストーブ、折りたたみベッド4脚・寝具セット4組、32型テレビ(ケーブルテレビ、地デジ、無料のBS、CS放送受信可)冷凍冷蔵庫、全自動洗濯機、ガステーブル、石油ストーブ(ファンヒーター)2台

掃除機、電子レンジ、炊飯器、電気ポット、ドライヤー、物干しスタンド、扇風機2台、こたつ2台
調理道具、食器戸棚、食器一式、テーブル、椅子

※給湯器は石油燃焼式です。

※上記以外の日常生活用品は各自でご用意ください。

※インターネット接続(無料 Wi-Fi)

※固定電話はつながっていません。携帯電話などをご用意ください。

↓以下、申込みに係わる共通事項になりますので、申請前に必ずお読み下さい。

■申込資格(入居対象者)

(1) 申請者は必ず入居される方であること(代理申請は認めません)。

申請者が未成年の場合は、申請を受け付けしません。また、未成年者のみでの入居(単身、グループを含む)も認めていません。

(2) **申請者を含む利用者の合計が5人以内**であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情がある場合は別途相談ください。

※申請許可後の、利用者の変更・追加等は許可いたしません。

(3) 申請者を含む利用者全員が田子町外に住民登録を行っている方。

(4) 転勤等による転入予定者でないこと。

(5) 申請者を含む利用者に外国人が含まれる場合は、その外国人の在留資格が永住者又は特別永住者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。

(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

■入居期間及び借用料、預かり金

(1) 期間

2週間(借用期間が2週間未満であっても2週間とします)

1ヶ月

2ヶ月

3ヶ月

} 借用期間は1ヶ月単位とします。
(借用期間に1ヶ月未満の端数があっても1ヶ月とみなします)

※入居日及び退去日については、役場開庁日(平日)の申し込みとなります。

(2) 借用料(入居前に前納していただきます)

2週間 20,000円(石油を除く光熱水費を含みます)

1ヶ月 45,000円(石油を除く光熱水費を含みます)

2ヶ月 90,000円(石油を除く光熱水費を含みます)

3ヶ月 135,000円(石油を除く光熱水費を含みます)

※石油の使用料は、退去の日に町が指定する業者が石油ホームタンクを満杯に給油し、その費用を直接業者に支払っていただきます。

(3) 預かり金(入居前に前納していただきます)

借用期間が1ヶ月以上3ヶ月までの場合、借用料を前納するときに併せて退去時に借業者が行う原状回復の費用に充当するために下記の預かり金を前納していただきます。

1ヶ月 10,000円

2ヶ月 20,000円

3ヶ月 30,000円

■借用料に含まれている経費

- ・住宅借用料
- ・電気・水道・ガスの光熱水費
- ・田子町ケーブルテレビ受信料、NHK受信料、インターネット接続料

■借用料に含まれていない経費

- ・灯油代(ホームタンクの満タン返し)
- ・生活上の消耗品(洗剤、トイレトペーパー、有料ゴミ袋、その他)、飲食費、交通費
- ・田子町までの旅費及び滞在経費

■利用者が遵守する事項

- (1) 申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住(期間に関係なく)しないこと。
- (2) 留守や就寝中に施錠するなど施設を善良に管理すること。
なお、鍵を紛失したときは、新たな鍵(シリンダーを含む)に交換していただきます。
- (3) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (4) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備をすること。
- (5) ごみは、決められた分別手法に従い排出すること(燃えるごみ、燃えないごみ、資源物)。
※自治会で決められたルールは守っていただくようお願いします。

■利用者が制限される行為

- (1) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (2) 麻薬類(興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。)、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
- (3) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (5) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (6) 物品の売買、寄付の要請、その他これに類する行為。
- (7) 事業その他開業すること、又は興業を行うこと。
- (8) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (9) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付け又は配布すること。

- (10) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- (11) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (12) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、周辺、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (13) 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (14) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (15) 住宅内外において建物に害する行為をすること及び建物の改造又は改装をすること。
- (16) 施設内外において動物等(鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。)を飼育すること。(ペットについては犬猫を問わず、すべての動物の飼育は禁止です。なお、鉢、ポットによる植物を育てることはかまいませんが、退去時にすべて持ち帰っていただきます。また、庭に植物類の苗を植えたり種などをまいて育てることも禁止とします。)
- (17) 住宅内でたばこを喫煙すること。
- (18) その他、田子町移住体験住宅定期賃貸借契約書に掲げる禁止又は制限される行為。

■強制退去

利用者が、施設の借用に関し、借用上の遵守事項、制限行為及び公の秩序に反する行為などをした場合は、直ちに強制的に退去していただきます。この場合は、前納した借用料は返却しません。

■個人情報の取り扱い

申請書記載事項について個人情報の目的外利用を行うことはありません。ただし、地域安全確保のため警察に入居者の氏名、年齢、職業、前住所などの情報提供を行うことがあります。また、警察に暴力団員等であるかどうかの照会を行うこともあります。

■問い合わせ・申込み先

田子町役場住民課 子育て定住移住支援室

〒039-0292 青森県田子町大字田子字天神堂平81

電話：0179-23-0678(直通)、e-mail：takko0303a@town.takko.lg.jp